

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成24年9月28日

岡 山 市 長 高 谷 茂 男

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイキEX岡山

所在地 岡山市南区藤田字錦560番236ほか

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 ダイキ株式会社

住所 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

代表者の氏名 代表取締役 高橋 宰

(3) 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前7時30分

(変更後) 午前6時30分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場1 午前7時15分から午後9時45分まで

駐車場2 午前7時15分から午後9時45分まで

(変更後)

駐車場1 午前6時15分から午後9時45分まで

駐車場2 午前7時15分から午後9時45分まで

(4) 変更年月日

平成24年9月19日

2 届出年月日

平成24年9月18日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

平成24年9月28日から平成25年1月28日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市経済局産業課